

新 旧 対 照 表

新

高知県宅地建物取引業法施行細則(抜粋)

本則

(証明)

第 12 条 保証金規則第 8 条第 1 項の規定による営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書は、別記第 6 号様式によるものとし、公告を掲載した官報の写し及び供託書の写しを添えなければならない。

第 13 条 保証金規則第 8 条第 2 項に規定する申出に係る債権の総額に関する証明書は、別記第 7 号様式によるものとする。

第 6 号様式(第 12 条関係)

営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書交付請求書  
[別紙参照]

第 7 号様式(第 13 条関係)

営業保証金に対する債権の申出の総額に関する証明書交付請求書  
[別紙参照]

旧

高知県宅地建物取引業法施行細則(抜粋)

本則

(証明)

第 12 条 保証金規則第 9 条第 1 項の規定による営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書は、別記第 6 号様式によるものとし、公告を掲載した官報の写し及び供託書の写しを添えなければならない。

第 13 条 保証金規則第 9 条第 2 項に規定する申出に係る債権の総額に関する証明書は、別記第 7 号様式によるものとする。

第 6 号様式(第 12 条関係)

営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書交付請求書  
[別紙参照]

第 7 号様式(第 13 条関係)

営業保証金に対する債権の申出の総額に関する証明書交付請求書  
[別紙参照]